

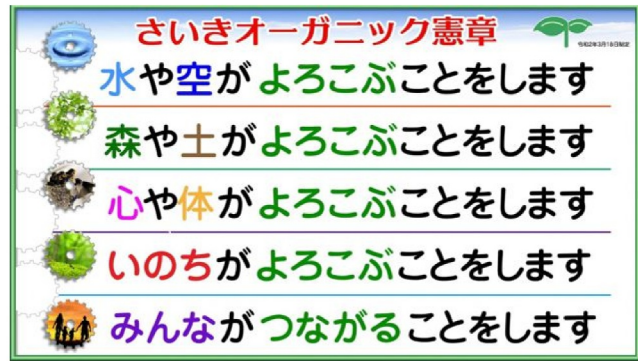
佐伯市 有機農業実施計画

1. 市区町村

佐伯市（さいきし）

2. 計画対象期間

令和5年度から令和9年度まで
（5年間）



3. 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標

ア 佐伯市の概要と有機農業の現状

佐伯市は、平成17年の市町村合併により、九州一の広大な面積を有するまちとして誕生しました。大分県の南部に位置し、北は津久見市、西は臼杵市及び豊後大野市、南は宮崎県境に接しています。南部から西部にかけては「祖母傾国定公園」の一角をなす山々に囲まれ、東部は遠くに四国を望む豊後水道に面し「日豊海岸国定公園」に指定されている約270kmに及ぶ美しいリアス海岸が続いています。

本市の水田面積は、1,380haで耕地面積の73.4%に当たります。主食用米から新規需要米への転換と、水田の高度利用として麦の生産が拡大しています。また、温暖な気候条件から、野菜、花き、果樹などの露地・施設栽培や、新たな取組として有機農業が展開されています。

特に、本市は令和2年に「さいきオーガニック憲章」を制定し、将来にわたり持続可能なまちを創るため、「経済・社会・環境」の3つの側面に配慮した取組（佐伯版SDGs）を推進することとした「さいきオーガニックシティ」の実現を目指しています。

この政策のもと、本市は有機農業の推進に積極的に取り組んでいます。令和3年度には新たに「有機農業推進係」を新設し、有機農業生産者と栽培面積を増やすため、専門員の設置や学校給食への有機栽培米導入事業等を含めた「有機の輪づくり推進事業」を事業化しました。さらに、令和4年度からは国の事業を活用し、現行の事業を拡充させた取組を展開しています。

現状としては、有機農業に取り組む生産者は20戸、栽培面積約14ha（有機JAS認証取得農家3戸、認証農地1.7ha）と、まだ少ない状況ですが、生産者による組織「子どもと地域を守る有機の会」も設立され、生産者と栽培面積は確実に増えています。

さいきオーガニック憲章
ロゴマーク



イ 5年後に目指す目標

○有機農業に取り組む農家数	R4	20戸	→	R9	100戸
○有機農業実践ほ場面積	R4	14.0 ha	→	R9	30.0 ha

【重点取組】
オーガニック給食の推進

学校給食米を、R9までに有機栽培米で全量賄えるよう取り組みます！

4. 取組内容

これからの取組については、令和5年3月に策定した「第2次佐伯市有機農業推進計画」に基づき、目標達成に向けて実施していきます。

本実施計画の位置付けとして、「第2次佐伯市有機農業推進計画」は行政機関としての施策の公的な文書（事業方針）とし、本実施計画はこの方針を市内外に分かりやすく広報するための「概要版」とします。

ア 有機農業の生産段階の推進の取組

(1) 有機農業に取り組む生産者の拡大と支援体制の充実

有機農業に取り組む生産者の拡大とその支援体制を充実させるため、有機農業を目指す新規就農者や慣行農業からの転換を希望する者に対し、先駆的有機農業者及び関係機関と協力し、就農相談や情報提供等を継続して実施していきます。

- ①有機農業専門員による技術指導の強化
- ②栽培技術向上のための研修会及び各種イベントの充実
- ③有機栽培米の栽培暦の確立
- ④農福連携事業の推進
- ⑤有機JAS認証取得に関する支援
- ⑥施策に対する有機農業者等の意見反映
- ⑦有機農業を容易に取り組んでもらえるための支援体制の構築
- ⑧就農相談の充実



ファーマーズスクールでの研修風景



学校給食用の有機栽培米の水田風景

(2) 有機農業に適した農地の集積、集約化

有機農業に取り組もうとする新規就農希望者等に、有機栽培に適した農地の情報を提供できるよう、農業委員会や農協等の関係機関と協力しながら、栽培面積の拡大に向けて取り組んでいきます。あわせて、立地条件に適応した栽培技術の調査・研究を実施していきます。

- ①有機農業モデル地区の設置及び支援
- ②立地条件に適応した有機農業技術の研究



生産者相互による現地研修会



モデル地区での会議風景

(3) 有機農業に適した土づくりの推進

有機農業においては、良好な作物生育のための土壌の化学性と、物理性や生物性を改善して地力を向上させる「土づくり」が最も重要です。収量や品質が安定するまでに年数を要することから、経営安定のためにも、短期間で生産の安定が図れるよう「土づくり」を積極的に推進していきます。

- ①有機資源の循環利用による土づくりの推進
- ②土壌分析及び堆肥購入に関する支援
- ③定期的な土壌分析と効率的な施肥設計による土づくりの調査研究



肥料工場への視察研修
(田中市長)



研究機関との研修会

イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

(1) 有機農産物の販路開拓及び消費拡大

有機農産物の流通・販路拡大のため、学校給食への供給量を増やすとともに、新たな販売先等の確保に努めます。また、有機農産物の認知度向上や販路拡大にむけた「独自認証制度」の導入や、6次産業化の支援を推進していきます。

- ①学校給食への有機農産物の供給強化
- ②有機農産物独自認証制度の導入
- ③保育所、高齢者福祉施設等への有機農産物の供給促進
- ④イベント等における有機農産物の活用
- ⑤有機農産物等の販売店及び地産地消協力店の周知
- ⑥有機農業者による6次産業化の支援



有機 J A S 認証のエディブルフラワー
(食用花) を活用した創作料理



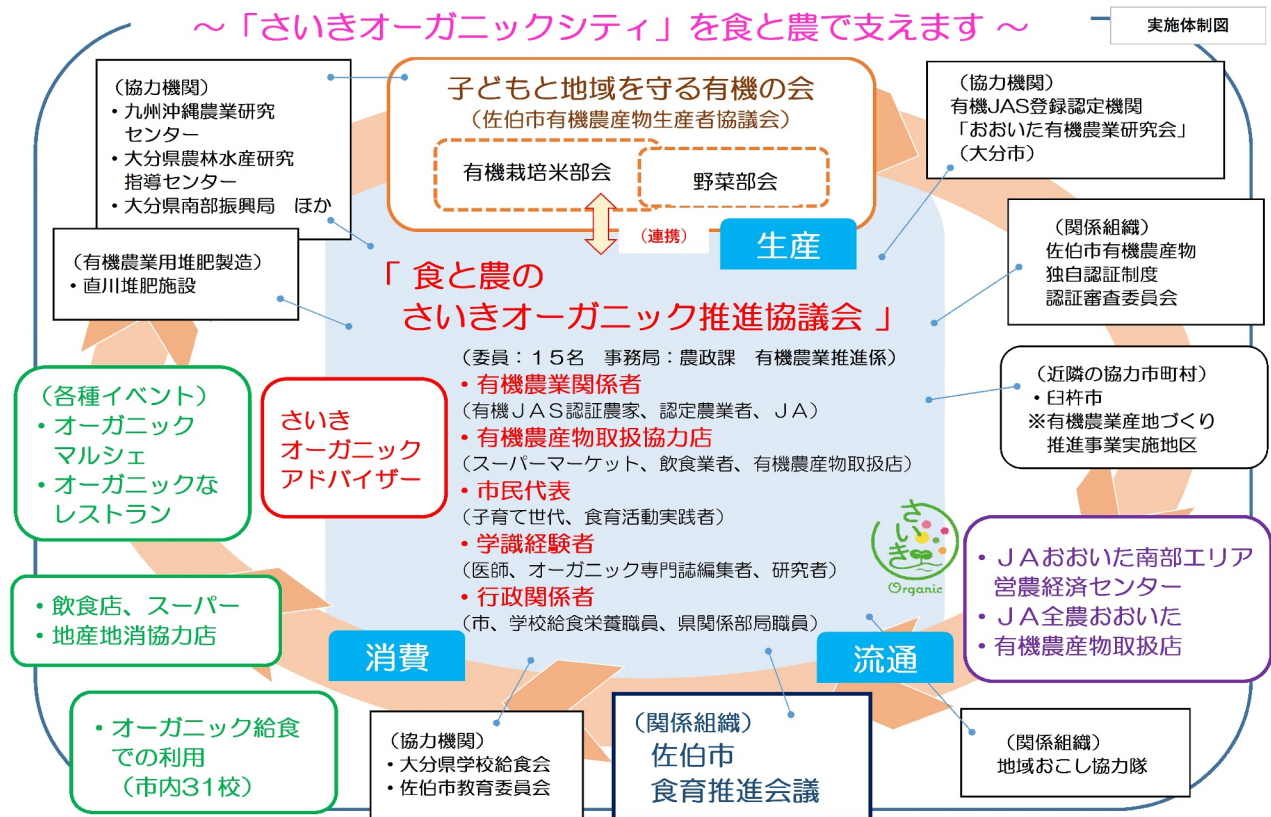
佐伯市有機農産物
独自認証制度
ロゴマーク



市報による学校給食の特集 (2022年11月)

5. 取組の推進体制

ア 実施体制図



イ 関係者の役割

- ① **食と農のさいきオーガニック推進協議会** (事務局：農政課 有機農業推進係)
 - ・「さいきオーガニック憲章」の理念に基づき、食と農の面から自然環境にやさしい、持続可能なまちづくりのための取組を展開し、「さいきオーガニックシティ」の実現化を図る。
 - ・佐伯市有機農業推進計画の策定、見直し、進捗管理など
- ② **子どもと地域を守る有機の会** (佐伯市有機農産物生産者協議会)
 - ・有機農業に取り組む多くの生産者を募り、地域の自然環境にも配慮して栽培した安全安心で美味しい有機農産物を、子どもたちや地域の人々に提供する。
 - ・有機農産物の安定供給に向けた会員相互による計画的な栽培管理
 - ・有機農業に取り組む生産者拡大のための情報発信、技術的支援など
 - ・会員相互の栽培技術向上のための研修会等の開催
 - ・オーガニックに関する各種イベントへの参加協力など
- ③ **さいきオーガニックアドバイザー**
 - ・有識者の観点から佐伯市のオーガニックに関する取組への助言、提言
 - ・流通面における商談のマッチング、人材育成面での講師の斡旋など
 - ・佐伯市のオーガニックに関する取組の情報発信など



イ 関係者の役割（つづき）

④ おおいた有機農業研究会（有機JAS登録認定機関）

- ・佐伯市に対する有機農業専門員の派遣協力
- ・「佐伯市有機農産物独自認証制度」に関する助言、審査協力など

⑤ 佐伯市有機農産物独自認証制度審査委員会

- ・「佐伯市有機農産物独自認証制度」に基づく申請者の審査

⑥ JAおおいた南部エリア営農経済センター、JA全農おおいた

- ・佐伯市産の有機農産物の集出荷及び検査等に関する協力

⑦ 佐伯市地域おこし協力隊

- ・佐伯市で有機農業を普及させるための活動（実践及び模擬営農、情報発信など）
- ・有機栽培に特化した「市民ふれあい農園」の管理運営支援
- ・学校給食用の有機農産物等の集荷及び搬送

⑧ 佐伯市食育推進会議（事務局：ブランド推進課）

- ・有機農業と親和性の高い食育推進活動の取組（有機農産物を活用した食育ワークショップの開催など）



独自認証制度の検討風景



有機栽培に特化した
市民ふれあい農園



さいきオーガニックフェスタ



さいきオーガニックなレストラン



⑨ 大分県学校給食会

- ・佐伯市内全ての小・中学校の学校給食への有機栽培米供給に対する協力

⑩ 佐伯市教育委員会

- ・学校給食への有機農産物供給に関する総合的な支援
- ・学校給食担当課、栄養職員、農政課有機農業推進係、生産者等による有機農産物の献立計画の協議及び情報交換など

イ 関係者の役割（つづき）

⑪ 飲食店、スーパーマーケット、地産地消協力店

- ・有機農産物の販路開拓と消費拡大

⑫ 直川堆肥施設

- ・有機農業に適した良質な堆肥の製造
- ・地域資源を活用した堆肥の試験的製造に対する協力

⑬ 国や県の研究機関

- ・立地条件に適応した栽培技術の指導及び情報提供など
- ・地域資源を活用した持続的な有機質堆肥の製造・利用に関する助言



さいきオーガニックマルシェ



収穫前の有機栽培米：青山地区
(有機農業モデル地区)

6. 資金計画

令和4年度以降、3年間はみどりの食料システム戦略推進交付金の「有機農業産地づくり推進事業」を活用し、各種事業を実施していきます。同時に、併用可能な国の関連事業についても積極的に取り組みます。

また、事業終了後も、継続的な活動が可能となるよう国や県の事業、本市の関連事業等を活用しながら、有機農業の推進を図っていきます。

更に、今後は「企業版ふるさと納税」等による民間企業との連携に取り組み、現在実施している事業の拡充や、新規事業の創設も検討していきます。

7. 本事業以外の関連事業の概要

本実施計画、また本事業以外の有機農業に関する取組は、本市の最上位計画である「第2次佐伯市総合計画：後期基本計画（令和5年度～令和9年度）」及び「第2次佐伯市農業振興計画（同期間）」に計上した有機農業に関する目標を達成するため、令和5年3月に策定した「第2次佐伯市有機農業推進計画（同期間）」に基づき実施します。

8. みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

大分県と共同で策定した「大分県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画（令和4年12月）」に沿って推進を行います。